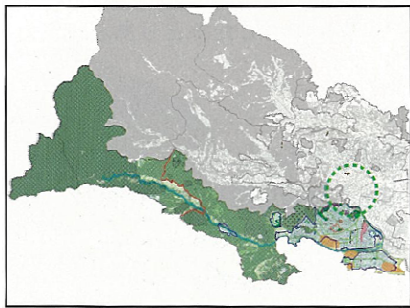
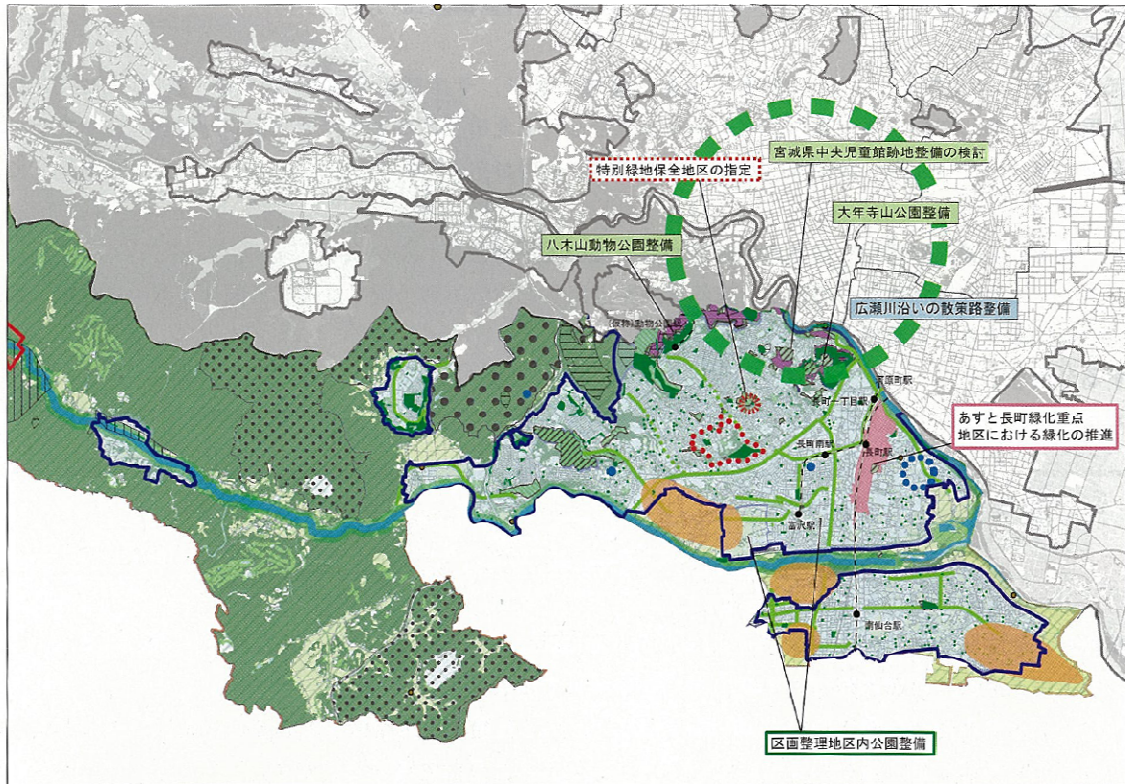


表 4.2.6-46 太白区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
太白区	<p>西部の秋保地域には自然豊かな森林が、太白山周辺地域には丘陵地や農地が分布している。また、名取川や広瀬川、笹川などの水辺景観が広がり、名取川右岸地域には優良農地が分布している。</p> <p>市街地に隣接して旗立緑地や金剛沢緑地などの自然環境が豊かな緑地があり、散策路などが整備されている。また、市街地には大年寺山公園、縄文の森広場、地底の森ミュージアムなど、みどりと調和する歴史的遺構も数多く分布し、八木山動物公園、仙台市野草園などのレクリエーション施設もあり、都市の魅力を形成している。また、八木山地区では松並木や風致地区に指定されている樹林地などにより、みどりあふれる景観を形成している。その他、橋本農園、二ツ沢などの樹林地が保存緑地として指定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秋保地域や太白山周辺の丘陵地域については、森林の適正な管理を行うことにより、保全を図るとともに、秋保大滝、盤司岩、太白山などの自然資源について、散策などによる活用を図る。また、名取川や広瀬川、笹川などの河川は保全を図るとともに、利活用を進め、自然とふれあいを体験できる場として提供する。 ・市街地に分布する樹林地について、特別緑地保全地区などの指定を検討します。 ・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。 ・街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。 ・あすと長町緑化重点地区においては、地区計画等緑化率条例などの運用により、みどりあふれ魅力ある地区形成を行う。 ・大年寺山公園は、歴史的資源を生かした整備を行い、都市の魅力を向上する。 ・八木山動物公園については、地下鉄東西線の開業を見据えて、施設の再配置、リニューアル及びバリアフリー化を進める。ジャイアントパンダの導入を円滑に進めるとともに、関連施設の再整備を。 ・八木山松並木や秋保地区の名木・古木を保存するとともに、地域資源としての活用を図る。 ・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。

資料：仙台のみどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



	制度・施策等	現況	計画		制度・施策等	現況	計画
II. 自然環境の保全・再生				III. 生活環境の向上			
都市を支えるみどりの骨格を守り育む 都市のみどりをつなぎ豊かな生態系を育む	国定公園・県立自然公園			市民ニーズに対応した多様な公園をつくる	都市公園		
	保安林			快速な暮らしを支える身近なみどりを増やす	その他の施設緑地		
	県自然環境保全地域			条例による緑化推進	街路樹		
	緑地環境保全地域			IV. 仙台らしさを育む	社の中にふさわしいみどりあふれるまちをつくる	みどりのシンボルエリアの形成	
	特別緑地保全地区			緑化重点地区	歴史と文化の響る社の都のみどりを育む	歴史文化資源の保全と活用 (保存樹林、市民緑地など)	
	保全配慮地区			歴史文化資源の保全と活用 (保存樹林、市民緑地など)	農用地区域	農敷林(居久根)の保全 (保存樹林、市民緑地など)	
	風致地区			市有林造林育林事業、民有林振興事業など			
	保存緑地(社の都の環境をつくる条例)						
	河川区域						
	環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例)						
土地利用調整制度 (社の都の風土を守る土地利用調整条例)							

資料：仙台みどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.2.6-19 具体的施策図（太白区）

(7) 新・仙台市環境行動計画[改定版] (平成 22 年 3 月 仙台市)

新・仙台市環境行動計画は、仙台市環境行動指針に基づき、仙台市の環境への影響を管理する環境マネジメントシステムを確立し、適切かつ効果的に運用することにより、市の事務事業の実施による環境への負荷を低減することを目的として、平成 18 年 3 月に策定、平成 22 年 3 月に改定された。この計画は PDCA サイクルを運用し、市の事務事業にともなう環境負荷の低減にむけて継続的な改善を行う。対象とする項目については下表のとおりである。

表 4.2.6-47(1/2) 環境行動計画における管理項目

活動	特定理由	管理項目
エネルギー・燃料の使用	地球温暖化の原因となる人為的な温室効果ガスの排出を抑制するため。	「電力」「都市ガス」「プロパンガス」「灯油」「重油」「ガソリン」「軽油」「圧縮天然ガス(自動車用)」
資源の有効利用、廃棄物の減量とリサイクル推進	限りある資源の有効利用を図るとともに廃棄物の減量やリサイクルを推進するため。	「水道使用量」「紙類使用量(PPC用紙及び外注印刷物)」「一般廃棄物排出量」「産業廃棄物排出量」「リサイクル率」「本市発注工事における建設副産物」
新エネルギー等の活用	地球温暖化や地域大気汚染の防止に有効な太陽光発電、天然ガスコージェネレーション等の新エネルギー等の導入及び低公害車等の導入を推進するため。	「新エネルギー等導入施設数」、「公用車に占める低公害車等の比率」
大気・水環境等の保全	事業の実施や災害等の緊急事態に伴う環境汚染を防止するとともに、事業者・消費者として規制を受ける環境関連の法令等の遵守を確実にするため。	「汚染物質の排出状況及び自主基準による管理」「PCBの適正管理」「フロン・ハロンの適正管理」「産業廃棄物の適正処理」「アスベストの飛散防止」「その他の法規制遵守」「緊急事態の対応」
グリーン購入の推進	環境負荷の低減に資する物品等を調達し、環境負荷の低減を図るとともに、資源循環の促進及び環境に配慮した物品やサービス等に係る開発や市場の形成を促すため。	「グリーン購入」

資料：新・仙台市環境行動計画[改定版] (平成 22 年 3 月 仙台市)

表 4.2.6-47(2/2) 環境行動計画における管理項目

活動	特定理由	管理項目
温室効果ガス 排出量	システムの適切かつ効果的な運用を図る項目であるとともに、本計画が「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に規定する地方公共団体実行計画のうち市の事業者・消費者としての計画部分を含むものであるため。	「(1)で管理するエネルギー・燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量」、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に定める「一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量」「下水汚泥焼却に伴う温室効果ガス排出量」「下水処理に伴う温室効果ガス排出量」「麻酔（笑気ガス）の使用に伴う温室効果ガス排出量」

資料：新・仙台市環境行動計画[改定版]（平成22年3月 仙台市）

(8) 仙台市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月 仙台市復興事業局震災復興室）

仙台市震災復興基本方針は、東日本大震災による被害からの復旧の基本的な方向性を示すものとして、平成 23 年 4 月に策定された。復興にあたっては、自然と調和する「杜の都」の環境先進性を生かし、生活やビジネスのスタイルも含めた新しい次元の防災・環境都市の再構築を目指すとしている。

表 4.2.6-48 復興にあたっての施策の方向

施策の方向	概要
1. 被災された方が安心して きるトータルケアの推進	仙台を支える市民一人ひとりの安心の確保が最優先の課題であり、避難所生活者への多様なサービスの提供、世帯ごとの居住環境の早期確保、暮らしの安心や再建を支える対応による被災された方への総合的な支援に全力で取り組む。
2. 日常生活の安心を支える 施設等の早期再開と生活 サービスの安定供給	一日も早く平常の市民生活を送ることができるよう、暮らしの基盤であるライフラインや交通環境の早期回復、元気・憩い・安心の力となる市民利用施設や未来を担う子どもたちを育む学校の早期再開、安心できる十分な医療・福祉サービスの提供や燃料・食糧・日用品・生活サービスなどの安定的な供給をめざす。
3. 都市活力の源となる地域 経済と地域生活基盤の 復興再生	市民の暮らしの安心の基盤であり都市活力の源となる地域経済の復興再生に向け、地域企業の経営再建、復興需要が地域経済を潤し雇用を生み出す取り組み、観光関連産業や商店街の支援を図る。また、東部地域の早期の復興再生に全力で取り組むとともに、丘陵地域の被災宅地や市街地の被災建築物の支援方策の検討を進める。
4. 仙台の再生と沿岸地域 全体の復興を牽引する本 格的な取り組みの推進	震災からの早期復興をめざして組織体制を強化し、希望を持って生活していただくための生活再建はもとより、安全・安心にも配慮した被災地の復興と再生に向け、復興計画の策定に速やかに着手するとともに、復興事業を推進するための予算の確保や、自治体の復興を支援する国への要望活動の推進に取り組む。

資料：仙台市震災復興基本方針（平成 23 年 4 月 仙台市復興事業局震災復興室）

このうち、東部地域については、甚大な被害を受けた当該地域は仙台市の食糧生産や工業・物流の拠点であり、がれき等の早期撤去、農業支援、東部地域の今後のまちづくりなど、早期の復興再生に全力で取り組み、また、丘陵地域の被災宅地の復興や市街地の被災建築物の修繕・建て替えの支援方策を検討するとしている。

表 4.2.6-49 地域の復興再生に向けた取り組みの内容

地域	取り組みの内容
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○震災からの復興に向け、がれき等の早期撤去に全力を注ぐ。撤去したがれきは仮置き場に運搬し、その処分や資源化を進める。 ○東部地域の排水機能を復旧するため、当面、仮設ポンプを設置し、浸水した農地の強制排水を実施するとともに、農地へ流入した海水による塩害対策を進める。 ○関係機関との連携により、被災農家への情報提供や農家の要望を把握するためのネットワークを早急に構築する。 ○農家の再建のため市独自の利子補給制度を実施するとともに、さらなる支援策を検討する。 ○津波等により甚大な被害を受けた東部地域の集落や住宅地については、市民生活の安心・安全を確保した上で再生を図る必要があることから、農地再整備・集落再生のあり方など、東部地域の今後のまちづくりについて、防災面を重視しつつ、地域との協働による取り組みを進める。
丘陵住宅 地域・市 街地	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲にわたって被災した住宅地については、地質調査などにより現状を把握し、宅地の安全性を確保するための方策を検討する。 ○地震により重大な損傷を受けた建築物については、構造的な補強のための改修・修繕や建て替え等に関する支援方策を検討する。

資料：仙台市震災復興基本方針（平成23年4月 仙台市復興事業局震災復興室）

(9) 仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成 23 年 5 月 仙台市震災復興本部）

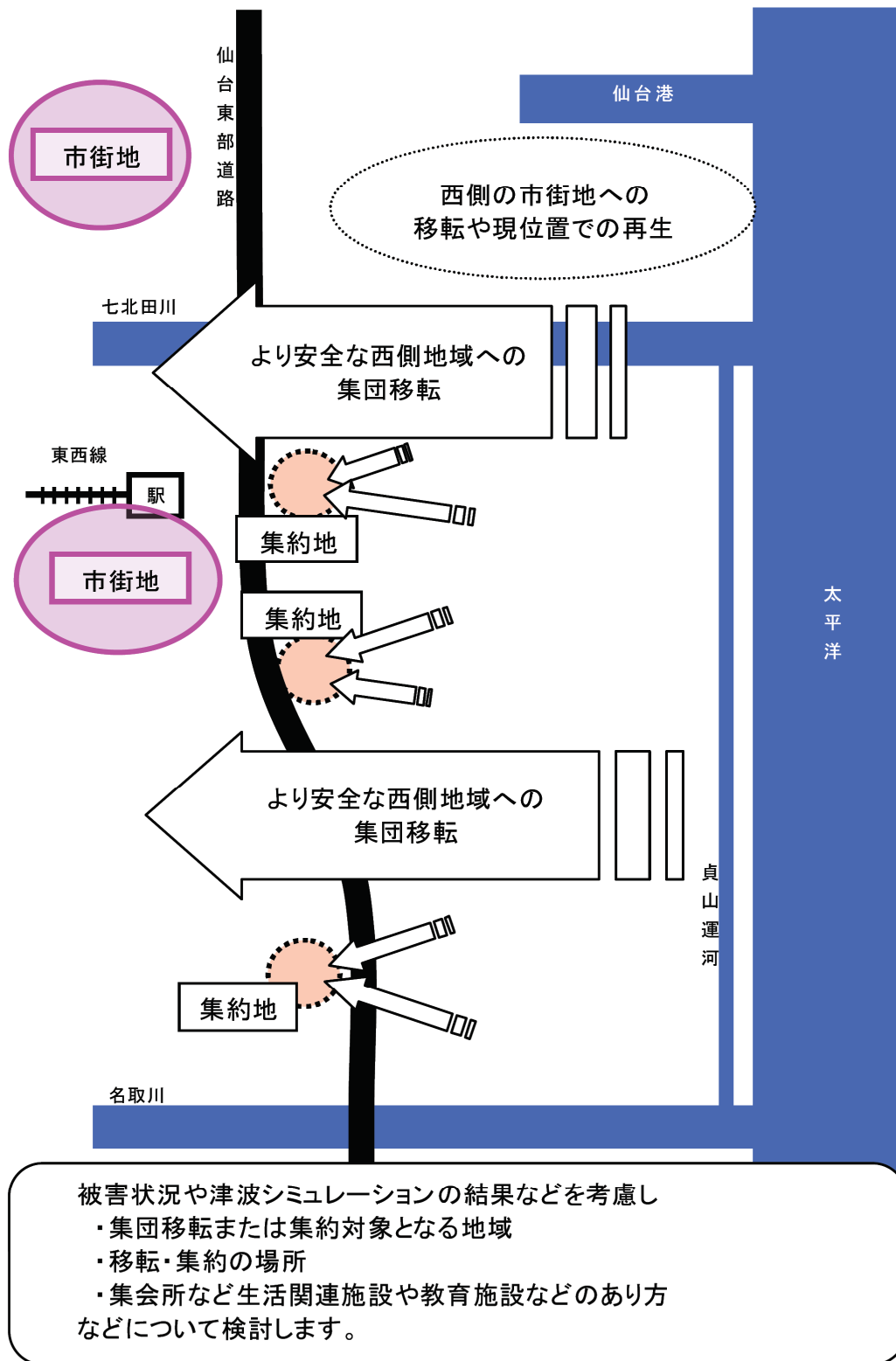
仙台市震災復興ビジョンは、東日本大震災からの復興に対する仙台市の考え方や方向性を示すものとして、平成 23 年 5 月に策定された。防災面に関しては「完全な防災」に限界があることを認め、自然の力を受け止めつつ自然と協調する知恵により都市を守る「減災」を基本とし、環境面に関しては都市防災やエネルギー利用などを見つめなおし、住まい方や経済活動のあり方、都市のあり方などについて、市民とともに、新しい視点による取り組みを進める、「新次元の防災・環境都市」を目指すとしている。

このビジョンの中の重点項目の一つとして、東部地域の住まい・生産の再構築が掲げられており、震災により未曾有の被害を受け、多くの人命・財産が失われた当該地域の復興に当たっては、住民の命を守ることを最優先にまちづくりと農業の再生を行い、人々の交流の拠点となる空間を創造するとしている。そのために、防災施設整備と土地利用の見直しを合わせた総合的な防災対策を図ることを基本に、浸水区域の推定を行う津波シミュレーションなどに基づき、市民協働で検討を進める。

表 4.2.6-50 東部地域の復興に関する基本的な考え方

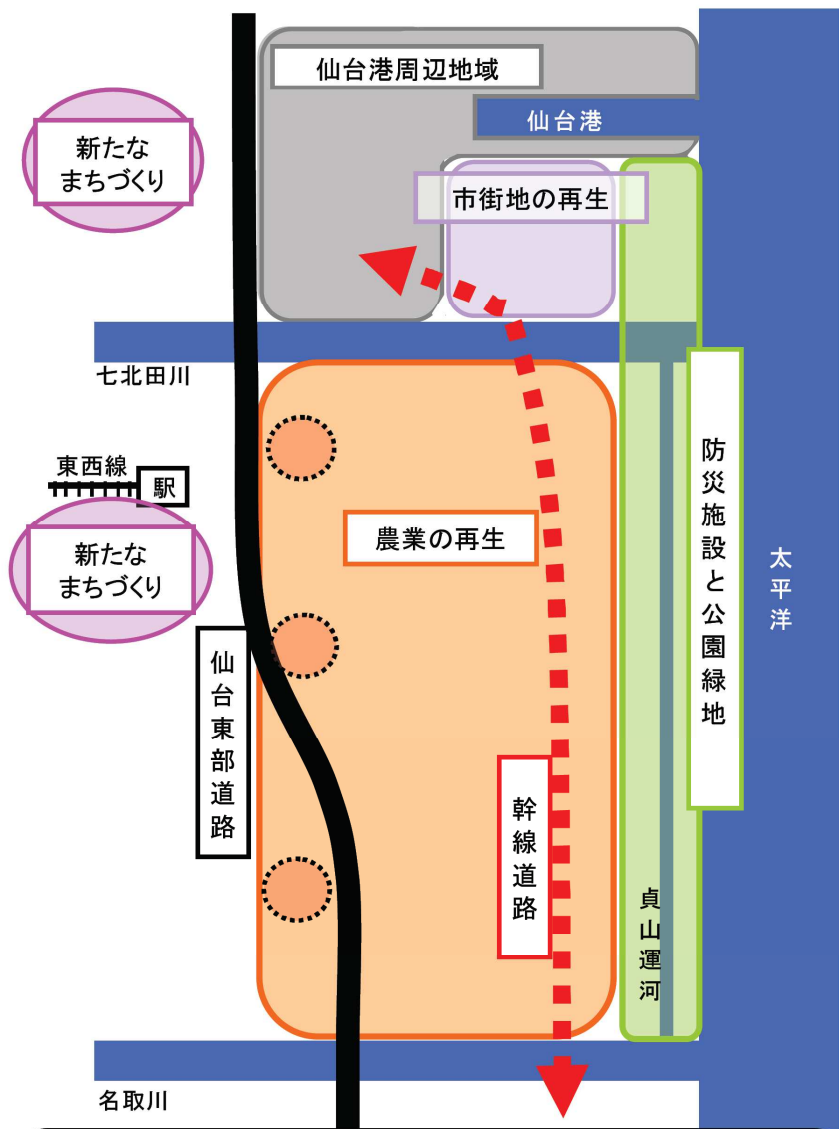
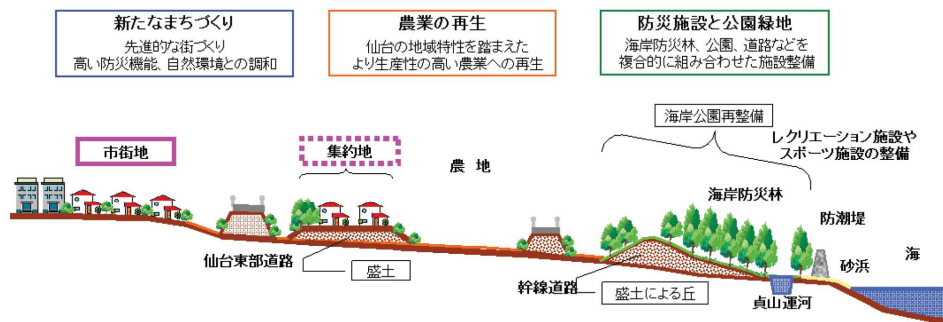
項目	基本的な考え方
防災施設	<p>東部地域における防災施設に関しては、単一の施設による完全な防災ではなく、複数の施設を複合的に組み合わせることによる減災を基本とする。</p> <p>具体的には、海浜地域において、国・県と連携しながら、海岸・河川の堤防や海岸防災林などの防災施設、盛土構造とした公園緑地や幹線道路などの公共施設、高台などの避難施設などを、津波シミュレーションに基づいて効果的に機能を発揮するよう配置し、津波に対して高い防災機能を備えた施設整備を行う。</p>
住まいの安全と土地利用	<p>住民の皆様の命を守るためには、施設だけに頼った対策では不十分であり、今回の被害状況に応じた土地利用の見直しや、安全性を確保するための建築制限などもあわせて、総合的な防災対策を行う。</p>
新たなまちづくり	<p>東部地域のまちづくりは、総合的な防災対策によって高い防災機能を備えることを基本とする。</p> <p>地下鉄東西線など環境にやさしい公共交通の利便性を生かすとともに、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーの活用を支援することなどにより、自然環境と調和した先進的なまちづくりのモデルとなるよう整備を進める。</p> <p>また、住まいの移転や再建に当たっては、コミュニティの維持に配慮しながら、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などの活用と、さらなる制度の拡充を国に求めるなど、できる限り住民の皆様の負担の少ない形で進める。</p>
農業の再生	<p>東部地域の農業再生に向けては、排水機能の早期回復を進め、除塩対策など早急な農地の復旧に取り組むとともに、営農の再開に対する支援を充実する。</p> <p>また、幅広い有識者の知見を取り入れながら、東部地域を仙台の地域特性を踏まえたより生産性の高い農業地域として再生する。</p> <p>そのため、農業生産の効率化を目指し大規模区画の再ほ場整備などの生産基盤整備や、共同化・法人化など、農業経営のあり方について検討する。</p> <p>さらに、消費ニーズを的確に捉えた農業生産を推進するとともに、六次産業化や農商工連携などによる消費需要に応える商品開発や生産体制の構築などに取り組む。</p>
人々が集い交流する空間の創造	<p>東部地域の復興への歩みを、他の地域にお住まいの方々が共有し、東部の復興に関わっていくことができるよう、海浜地域の緑地での市民参加による植樹や、田園地域における市民参加型の農業の仕組みを検討する。</p> <p>また、様々なレクリエーション施設やスポーツ施設を有していた海岸公園の再整備を行うとともに、居久根のような緑のある田園地帯の原風景や、貴重な歴史的資源でもある貞山運河、市民が海と触れ合う場である海水浴場などを再生し、東部地域に、震災からの復興を後世に継承し、訪れる人々が「命」の大切さを感じ、憩いと交流の拠点となる空間を創造する。</p>
協働による復興	<p>今後、東部地域の復興を考えるに当たっては、津波シミュレーションなどを用いた丁寧な説明に努め、地域の皆様のご意見を伺いながら、防災機能のあり方をはじめとする新たなまちづくりに取り組む。</p>

資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成23年5月 仙台市震災復興本部）



資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成23年5月 仙台市震災復興本部）

図 4.2.6-20 東部地区の住まいに関する大まかなイメージ



津波シミュレーションや土地利用の見直しに応じて

- ・防災施設と公園緑地などの範囲
- ・盛土による丘の位置や数
- ・幹線道路の位置や高さ
- ・建築を制限する地域

などについて検討します。

資料：仙台市震災復興ビジョン（仙台市震災復興計画素案）（平成23年5月 仙台市震災復興本部）

図 4.2.6-21 東部地域の土地利用

(10) 仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

仙台市震災復興計画は、仙台市が市民とともに東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進していくことにより、一日も早い復興を達成することを目的として、平成 23 年 11 月に策定された。震災復興計画は、仙台市基本計画を補完するものという位置づけであり、仙台市基本構想、仙台市基本計画とともに総合的に取り組む。

本計画においては、減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境政策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進しながら、「新次元の防災・環境都市」を掲げ、しなやかでより強靱な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、本市の復興を力強く推進することが、復興に当たっての基本理念とされている。

また、重点施策として「100 万人の復興プロジェクト」が掲げられている。本事業はその第 1 番目「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクトの中の、「県道塩釜亘理線等をかさ上げ」「堤防機能の付加」により津波に対する減災対策として実施するものである。

表 4.2.6-51(1/2) 100 万人の復興プロジェクト

プロジェクト	概要
「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト	津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、適正に処理したがれき等も活用して県道塩釜亘理線等をかさ上げし、堤防機能の付加や海岸防災林の整備など、津波に対するさまざまな減災対策を講じる。津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図る。
「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト	地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、宅地復旧関連事業等による復旧を推進します。 国の支援制度の対象とならない宅地については、早期再建を促進するため、復旧費用の一部助成など本市独自の支援制度を創設する。
「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト	被災された方一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労等の経済基盤確立や恒久的な住まいの確保など、総合的な生活再建支援を進める。 被災された方々が、安心して生活再建に取り組むことができるよう、心と身体の健康の確保に向け、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を進める。
「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト	農地のがれき撤去を早期に完了するとともに、農業用施設の復旧や農地の除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速する。 東部地域を「農と食のフロンティア」として復興するため、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、大学や研究機関、民間資本等との協力による市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援する。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

表 4.2.6-51 (2/2) 100万人の復興プロジェクト

プロジェクト	概要
「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト	<p>津波被害の軽減効果もある海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生する。</p> <p>多くの市民が海や自然と再び触れ合うことができる魅力的な交流ゾーンとして、本市の貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦等の東部海岸の再生について、国・県等の関係機関と連携して取り組む。</p>
「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト	<p>未曾有の災害を経験した都市として、その教訓を生かした取り組みを進め、防災に関する「仙台モデル」を構築するとともに、学都の知的資源との連携により防災に関する知を集積し、国内外へ発信する。</p> <p>震災時の課題を踏まえた避難所の運営や機能の見直し、自助・共助を促進するための普及啓発活動や「地域防災リーダー」の育成、学校での新たな防災教育などに取り組む。</p>
「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト	<p>新市街地形成が予定される地区において、民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、かつエネルギー効率の高い都市を目指すとともに、非常時にも安心な都市づくりを進める。</p> <p>多様なエネルギー源の確保を目指し、大規模太陽光発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進める。</p>
「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト	<p>復興過程で生まれる新たな需要や先駆的プロジェクトを推進力とし、地域企業の取引拡大と競争力の強化を図るとともに、成長性のある企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組む。</p>
「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト	<p>さまざまな国際会議など、コンベンションの誘致により仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、大型観光キャンペーンを展開し、東北への交流人口の回復を力強く牽引する。</p> <p>規制緩和や特例措置などの支援策を最大限に活用しながら民間活力を積極的に呼び込み、都市の魅力を高める施設等の誘致を目指す。</p>
「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト	<p>アーカイブ機能を有するメモリアル施設を整備し、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する。</p> <p>市民との協働による仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みづくりや、復興事業に学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる仕組みづくりを進める。</p>

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

この「100万人の復興プロジェクト」のうち、津波防災、農地再生及び海辺の交流再生プロジェクトにおいて、東部地域の復興について詳細が述べられている。

表 4.2.6-52(1/2) 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

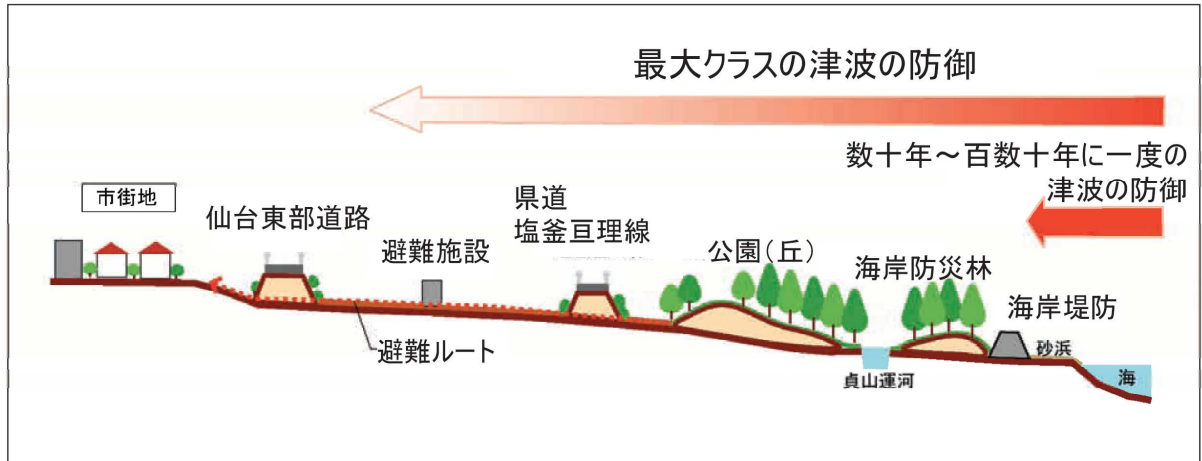
プロジェクト		概要
県道かさ上げなどによる「津波減災」		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸・河川堤防に加え、県道塩釜亘理線等の道路のかさ上げにより堤防の機能を付加し、流失しにくい海岸防災林を復旧するなど、津波による被害を軽減する対策を講じる。 ・県道のかさ上げや丘などの整備に当たっては、適正に処理したがれきやたい積土砂の活用を図る。 ・仙台港および周辺部については、港湾の機能を維持しつつ、浸水や流出物による被害を抑えるための対策を、県等の関係機関と連携して講じる。
避難のための施設の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・津波から避難するための丘や建物等の避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、仙台東部道路の緊急避難場所としての活用など、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を、集落等の状況を勘案しながら複層的に確保する。
安全な住まいの確保	津波の浸水深と危険性との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・学術的な調査・研究によると、津波の浸水深が2mを超えると家屋が流失する割合が高くなるとされ、今回の震災に関する本市における調査でも同様の結果が出ていることを踏まえ、予測される浸水深が2mを超える地区を、津波による被害の危険性が高い地区とする。
	移転の対象となる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな防災施設の整備を行ってもなお予測される津波の浸水深が2mを超え、被害の危険性が高い地区については、住宅の新築や増築などを禁止し、西側地域への移転を促進することにより、安全な住まいの確保を図る。 ・移転先としては、田子西地区、荒井東地区の土地区画整理事業地や荒井地区の土地区画整理事業計画地などのほか、仙台東部道路に近接する地域において盛土等により安全性を確保した造成地などを候補とし、移転する方々の意見を伺いながら選定する。 ・移転を進めるに当たっては、国の防災集団移転促進事業の活用を基本としつつ、本市独自の支援制度により移転にかかる負担のさらなる軽減を図る。 ・移転先でのまちづくりは、方向性などについて住民の意見を伺いながら、協働で取り組む。

資料：仙台市震災復興計画（平成23年11月 仙台市復興事業局震災復興室）

表 4.2.6-52 (2/2) 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

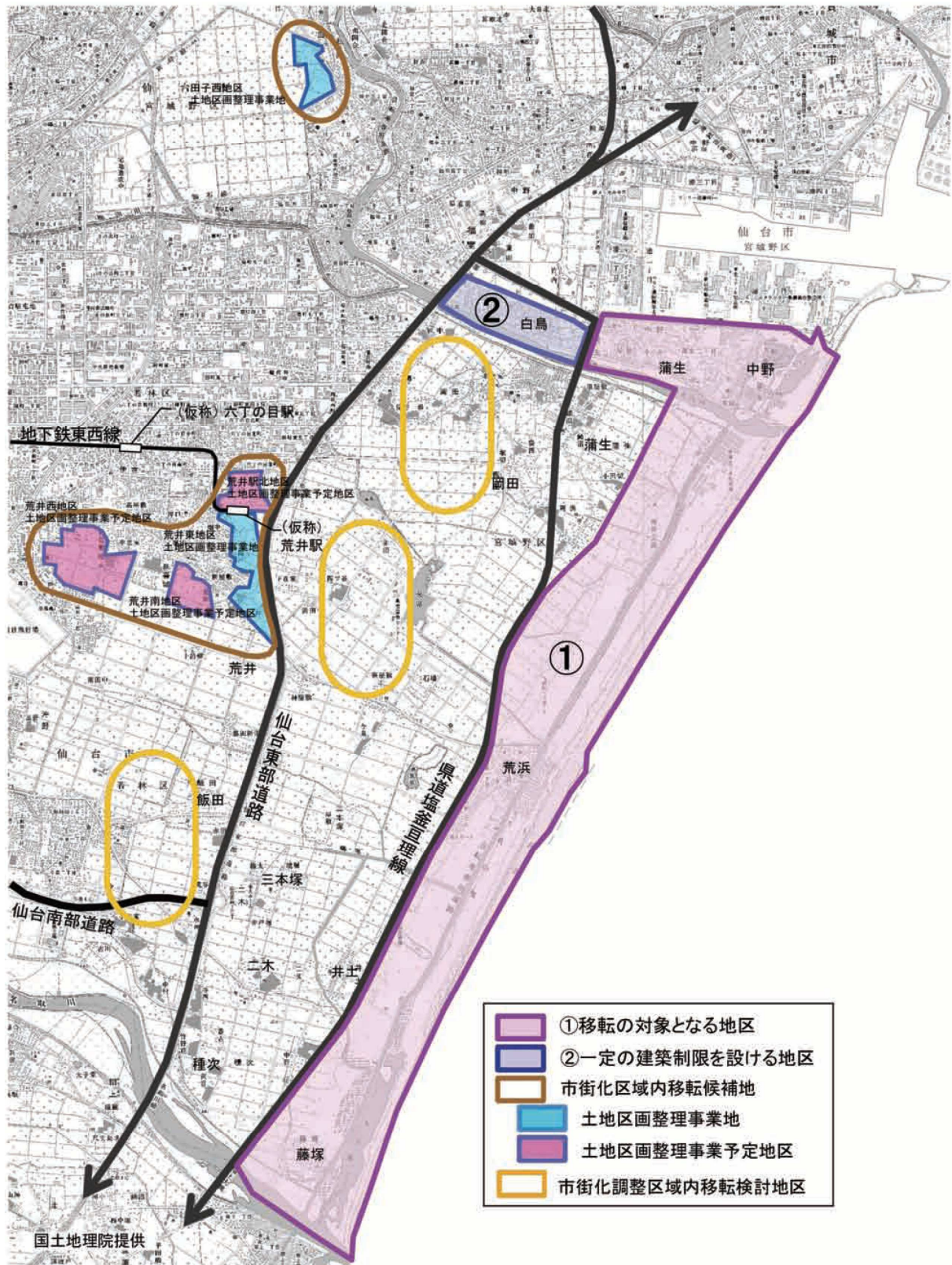
プロジェクト		概要
安全な 住まい の確保	一定の建築制限を設ける地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の一部で予測される津波の浸水深が2mを超えるものの、地形や周辺の土地利用の状況などから、建物の流失等の被害が小さいと想定される地区では、住宅の新築や増築などは禁止しないが、安全性をより高めるために、一定の制限を設ける。 ・避難施設を検討するとともに、より安全な地域への移転や、現位置での防災性の向上に対する本市独自の支援制度を創設し、安全確保に向けた取り組みを進める。
	予測される浸水深が2m以下となる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による浸水は予測されるものの、建物の流失等のおそれは低いことから、建築に関する制限は行わない。 ・避難施設を検討するとともに、より安全な地域への移転や、現位置での防災性の向上に対する本市独自の支援制度を創設し、安全確保に向けた取り組みを進める。 ・防災機能の向上やコミュニティの維持に配慮しながら、まちづくりを進める。
	復興公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度からの入居に向け、本市による建設や民間住宅の買い取り等により復興公営住宅を整備し、被災された方々の恒久的な住まいの早急な確保を図る。

資料：仙台市震災復興計画（平成23年11月 仙台市復興事業局震災復興室）



資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

図 4.2.6-22 津波対策施設イメージ



資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

図 4.2.6-23 安全な住まいの確保

表 4. 2. 6-53 東部地域の土地利用

ゾーン	土地利用の方針
港地区復興 特区ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・復興特区制度を積極的に活用して、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する地域である。
農と食のフ ロンティア ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを促進する地域である。 ・「『力強く農業を再生する』農と食のフロンティアプロジェクト」を展開する。 ・農と食のフロンティアゾーンのうち、県道塩釜亘理線などかさ上げする道路より東のエリアについては、農業者の営農意欲の低下、地盤沈下、塩害等の懸念もあり、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。
海辺の交流 再生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦、海岸防災林と一体となった海岸公園などにより、多くの市民が海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域である。 ・「『美しい海辺を復元する』海辺の交流再生プロジェクト」を展開する。 ・避難のための丘や避難路、震災の記憶を継承するメモリアル施設などの設置も検討する。
集団移転後 の跡地	<ul style="list-style-type: none"> ・七北田川から北の地区では、港地区復興特区ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行う。 ・七北田川から南の地区では、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整理・再編を行う。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）



資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

図 4.2.6-24 東部地域の土地利用イメージ

表 4.2.6-54 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

プロジェクト	概要
農と食のフロンティアの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地域を、農業が成長力のある産業に生まれ変わる拠点として位置づけ、農業の担い手が将来に夢を持って安全・安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」を構築する。
農地の復旧と再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地のがれき撤去について、早期の完了を目指して進めるほか、用排水路や排水機場の復旧、農地の除塩対策などを進める。
農業者の経営基盤強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模土地利用型農業や土地集約型農業など、多様な担い手の育成と多様な農産物の生産体制の構築を支援する。 ・ 需要に合致した生産設備や農業生産技術の調達と更新、安定した経営基盤の確立に向け、大規模ほ場整備など、生産基盤強化に取り組む。 ・ 意欲のある生産者が持続的かつ発展的に農業経営できるよう、農業法人化や民間資本との提携などを支援する。
都市近郊農業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市近郊の農地を、憩いを求め、自然に触れたいと希望する市民との接点と位置づけ、優れた生産技術を有する農業者による家庭菜園等の技術指導や観光の視点を取り入れた農園など、サービス産業としての農業のあり方を検討するとともに、その実現や参入に向けた支援に努める。
6次産業化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケティングの視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への参入を支援するなど、農業の高付加価値化や高度化を促進する。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

表 4. 2. 6-55 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

プロジェクト	概要
海岸防災林・蒲生干潟等の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛砂、風害等の防備機能に加え、流失しにくく、津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林を、海浜の景観や環境に配慮して再生する。 ・ 蒲生干潟や井土浦など、今回の津波で大きな損傷を受けた本市の貴重な自然環境の再生については、その手法を検討しながら取り組む。 ・ 歴史的資源である貞山運河の復元や、居久根などの田園風景の再生に取り組む。
スポーツ・レクリエーション施設の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸公園については、防災の視点や自然環境に配慮しながら、野球場、サッカー場、馬術競技場などのスポーツ施設や、冒険広場などのレクリエーション施設、サイクリングロードなどの再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出する。
海岸を訪れる市民の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸部の多くの市民が集まる施設については、避難路や避難施設などによる十分な安全対策を講じる。

資料：仙台市震災復興計画（平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室）

(11) 仙台市復興整備計画（平成 24 年 7 月 仙台市・宮城県）

仙台市復興整備計画は、復興に係る具体的な事業計画として平成 24 年 7 月に策定された。復興整備計画における目標は、防災基盤整備、住居確保、営農再開など、以下に示す 8 点である。

表 4.2.6-56 仙台市復興整備事業における目標

①東部地域の再生に向けて、国と連携しながら、海岸堤防や河川堤防の整備（1次防御）、県道塩釜亘理線や市道のかさ上げ（2次防御）など、津波に対する様々な減災対策を講じ、想定される最大クラスの津波に対しても「命を守る」基盤の整備を進める。
②今後想定される津波に対し、被災された方々の負担軽減を図りながら、より安全な西側地域への移転や防災性の向上と合わせた現地再建などを促進し、安全な住まいの確保を図る。
③農地や関連施設にかかる各種復旧支援により、迅速な営農再開に努める。
④東部地域において、農業生産基盤の再生や強化、マーケティングの視点を強化した高付加価値化や食品加工、流通、販売等の異業種間の連携などを促進し、「農と食のフロンティア」としての復興を図る。
⑤海岸部の貴重な自然環境・歴史的資源の再生に向け、国との連携により美しい海辺の再生を図る。
⑥海岸公園の再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出するとともに、海岸部における避難道路や避難施設等による安全確保を図る。
⑦震災の記録と記憶を後世へ継承するため、記録の集積およびメモリアル施設の整備などを進める。
⑧復興特区制度の活用や企業誘致などにより、新産業の創出と集積、雇用の拡大を図る。

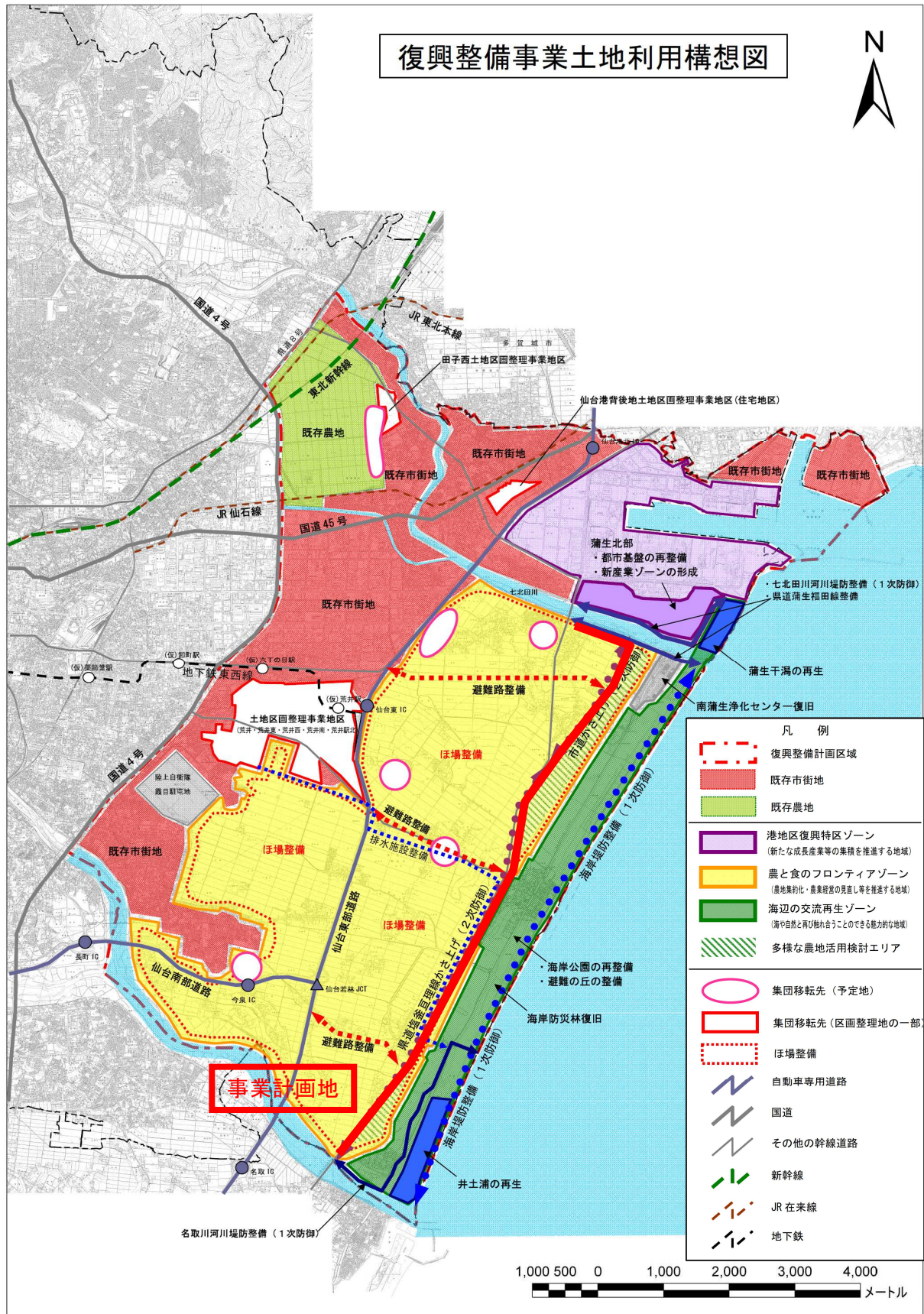
資料：仙台市震災復興整備計画（平成 24 年 7 月 仙台市・宮城県）

復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向としては、以下の 4 点があげられている。

表 4.2.6-57 仙台市復興整備事業における土地利用の基本的方向

<p>仙台東部道路より東側の地区を中心に、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを推進する「農と食のフロンティアゾーン」とする。また、かさ上げする県道塩釜亘理線及び市道より東側のエリアについては、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討する。</p>
<p>蒲生干潟や井土浦、海岸防災林と一体となった海岸公園は、市民が海や自然と再び触れ合うことのできる「海辺の交流再生ゾーン」とし、避難のための丘や避難路、メモリアル施設などの整備を検討する。</p>
<p>仙台港周辺地区については、被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する「港地区復興特区ゾーン」とする。</p>
<p>集団移転先は、移転希望者の意向を確認しながら土地区画整理事業地内や市街化調整区域内に用地を確保し、移転後の跡地については、七北田川から北側の地区では、港地区復興特区ゾーンの一部として、新たな成長産業の集積などの土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行い、七北田川から南側の地区では、農と食のフロンティアゾーンや海辺の交流再生ゾーンの一部として、メモリアル施設や避難の丘の整備など、新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整備・再編を行う。</p>

資料：仙台市震災復興整備計画（平成24年7月 仙台市・宮城県）



資料：仙台市震災復興整備計画（平成24年7月 仙台市・宮城県）

図 4.2.6-25 仙台市復興整備事業土地利用構想図

(12) 仙台市実施計画（平成 24 年 4 月 仙台市）

仙台市実施計画は、「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けた長期計画である「仙台市基本計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」に加え、東日本大震災からの復旧・復興に向け策定した「仙台市震災復興計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」を上位計画とし、両計画に掲げる目標や施策の方向について総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間に取り組む施策を明らかにするものである。

表 4.2.6-58 (1/2) 100 万人の復興プロジェクト

プロジェクトの概要		具体的な事業
「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト	甚大な津波被害を受けた東部地域の再生に向け、多重防御の考え方に基づき、津波に対する様々な減災対策を講じるとともに、より安全な西側地域への移転促進などにより安全な住まいを確保する。	1. 東部復興道路整備事業 2. 津波避難道路整備事業 3. 津波避難施設整備事業 4. 津波等避難支援事業 5. 移転対象地区における住まいの移転促進事業 6. 移転対象地区における住まいの安全確保支援事業 7. 津波被災地域まちづくり支援事業 8. 震災復興関連組合土地区画整理事業 9. 復興公営住宅整備事業
「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト	甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、国の支援制度に基づく公共事業による復旧を行うほか、公共事業の対象とならない被災宅地については、本市独自の支援により早期再建を促進する。	1. 被災宅地復旧事業 2. 被災宅地復旧支援事業 3. 宅地造成履歴等情報提供事業
「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト	被災された方々の暮らしの復興に向けた経済基盤の確立や恒久的な住まいの確保、心身の健康づくりなどに重点を置いた総合的な生活再建支援を進める。	1. 被災者生活再建支援事業 2. 雇用対策事業 3. 復興公営住宅整備事業 4. 市民健康づくり推進事業 5. 震災に伴う子どもの心のケア事業 6. 東部地域包括ケアシステム推進事業 7. 被災者への情報提供事業
「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト	農地や農業用施設など営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域の「農と食のフロンティア」としての復興に向けたさまざまな取り組みを進める。	1. 津波被災地域農業基盤再生事業 2. 被災農業者経営支援事業 3. 農商工連携推進事業 4. 農と食のフロンティア創造推進事業
「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト	居久根や海岸防災林の整備などにより美しい海辺景観を再生するほか、多くの市民が海や自然と触れ合う魅力的な交流ゾーンとして、東部地域の再生を図る。	1. 海岸公園整備事業 2. 市民協働による復興記念植樹事業 3. 居久根の再生事業 4. 津波避難道路整備事業 5. 津波避難施設整備事業 6. 津波等避難支援事業

資料：仙台市実施計画（平成 24 年 4 月 仙台市）

表 4.2.6-58 (2/2) 100万人の復興プロジェクト

プロジェクトの概要	プロジェクトの概要	具体的な事業
「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト	避難機能の見直し、普及啓発や防災教育をはじめとした「防災人」づくりなどを進め、震災の教訓を生かした防災に関する「仙台モデル」を構築するとともに、国内外へ発信する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仙台市地域防災計画の見直し 2. 避難所等への防災対応型太陽光発電システム整備事業 3. 災害用資材・備蓄等強化事業 4. 災害対策本部等情報連絡体制強化事業
「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト	次世代エネルギーの研究・開発拠点づくりを進めるなど、特定のエネルギーに依存しないエネルギー効率の高い都市を目指す。	<ol style="list-style-type: none"> 1. エコモデルタウンプロジェクト推進事業 2. 次世代エネルギー産業創出促進事業
「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト	復興需要や先駆的プロジェクトを推進力としながら地域企業の競争力強化を図るとともに、本市の持つ特性を生かしつつ成長性の高い企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組む。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東北復興交流パーク事業 2. 東北復興創業スクエア事業 3. 地域企業ビジネスマッチングセンター事業 4. 震災復興販路拡大支援事業 5. ものづくり関連産業復旧・復興支援事業 6. 商店街震災復興対策事業
「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト	国際会議等、さまざまなコンベンションの誘致により、仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、新たな観光資源の創出や大型観光キャンペーンの展開により、東北への交流人口の回復を力強く牽引する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンベンション誘致事業 2. 復興誘客推進事業 3. 観光プロモーション推進事業 4. 広域観光連携推進事業 5. 海外プロモーション事業 6. 地下鉄東西線（仮称）国際センター駅周辺整備事業 7. ジャイアントパンダ導入事業
「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト	震災による被災状況や復旧・復興の過程を記録・保存し市民等へ提供するとともに、震災復興にかかるメモリアル施設を整備するなど、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震災・復興資料等アーカイブ事業 2. 震災メモリアル・市民協働プロジェクト事業 3. 震災復興メモリアル施設整備事業

資料：仙台市実施計画（平成24年4月 仙台市）

表 4.2.6-59 (1/2) 都市像の実現を牽引する重点施策

プロジェクトの概要	プロジェクトの概要	具体的な事業
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、学びを楽しむ「ミュージアム都市」づくりや学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくりを推進するとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え社会に羽ばたく力を育む取り組みを進め、都市の活力につなげる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 創造都市推進事業 2. ミュージアム連携事業 3. 学都推進事業 4. 確かな学力育成事業 5. 学校教育施設整備事業 6. 中学校区・学びの連携モデル事業 7. 学校支援地域本部事業

表 4.2.6-59 (2/2) 都市像の実現を牽引する重点施策

プロジェクトの概要		具体的な事業
<p>地域で支えあう心豊かな社会づくり</p>	<p>「支えあう健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、高齢者や障害者の福祉、子育て支援、災害への対応などのさまざまな課題に対して、地域のつながりを生かしながら多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画の総合的推進事業 2. 市民健康づくり推進事業 3. 市立病院移転新築事業 4. 介護サービス基盤整備促進事業 5. 総合的な介護予防推進事業 6. 障害者施設整備事業 7. 地域リハビリテーション推進施設整備事業 8. 児童館整備事業 9. 放課後子どもプラン推進事業 10. 市立幼稚園の保育機能拡充支援事業 11. 保育基盤整備推進事業 12. 多様な保育サービスの充実 13. 緊急輸送道路防災対策費 14. 下水道地震対策事業 15. 下水道浸水対策事業 16. 水道施設災害対策事業 17. 都市ガス防災対策事業
<p>自然と調和した持続可能な都市づくり</p>	<p>「自然と調和した持続可能な潤いの都」を実現するため、低炭素・資源循環都市づくりや、「杜の都」にふさわしい緑豊かで美しい都市づくりを進めるとともに、機能集約型の都市構造と誰もが利用しやすい総合交通ネットワークを整え、暮らしの質や都市の活力を高めながら持続可能な都市づくりを進める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低炭素都市づくり推進事業 2. ごみ減量・リサイクル推進事業 3. 市街地のみどりの回廊づくり事業 4. 都市緑化推進事業 5. 仙台駅周辺地区交通結節機能強化事業 6. 青葉通再整備事業 7. あすと長町整備事業 8. 東西線沿線まちづくり推進事業 9. 地下鉄東西線建設事業 10. バス事業活性化支援事業 11. 東西線関連道路整備事業
<p>人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり</p>	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の振興や交流人口の拡大、本市の資源を生かした都市型産業の育成などに取り組むとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用するための戦略的な機能の集積や活性化を図り、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中心部商店街活性化促進事業 2. 農商工連携推進事業 3. 観光プロモーション推進事業 4. 広域観光連携推進事業 5. 海外プロモーション事業 6. 産業立地促進事業 7. 産学連携促進事業 8. 東西線沿線まちづくり推進事業 9. 青葉山公園整備事業 10. 地下鉄東西線（仮称）国際センター駅周辺整備事業 11. 仙台駅周辺地区交通結節機能強化推進事業

資料：仙台市実施計画（平成24年4月 仙台市）

表 4.2.6-60 迅速な復興及び都市像の実現に向けた経営方針

経営方針	具体的な事業
<p>多様な主体との協働による復興と将来に向けたまちづくりの推進</p>	<p>1. 多様な市民活動推進事業 2. まちづくり支援専門家派遣事業 3. 新しい市民協働の仕組みづくり事業 4. 区民協働まちづくり事業 5. 市民センターによる地域づくり支援事業 6. 市民センター整備事業 7. コミュニティ・センター整備事業 8. 地域連携・協働拠点としての区役所の機能強化</p>
<p>持続可能な行財政基盤の確立</p>	<p>—</p>

資料：仙台市実施計画（平成24年4月 仙台市）

(13) 名取市環境基本計画（平成 15 年 3 月 名取市）

名取市環境基本計画は、平成 11 年 3 月に制定された名取市環境基本条例の目的である「現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保」を実現するために、平成 15 年に策定された。

計画の基本理念は、「人と自然が共生できる市土の構築と将来世代への継承」「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な市土の構築」「すべての事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減からの地球環境の保全」となっている。

基本目標と具体的施策は表 4.2.6-34 に示すとおりとなっている。

また、これらの施策に加えて、5 つのリーディングプロジェクトとして「生活環境の創造へのチャレンジ」「自然環境の創造へのチャレンジ」「自然環境の保全へのチャレンジ」「生活環境の保全へのチャレンジ」「地球環境の保全と創造へのチャレンジ」が挙げられている。

表 4.2.6-61 (1/2) 名取市環境基本計画における基本目標と施策

基本目標	目標値	施策
多様な自然の保全と創造	緑水率：38%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全地域の森林の保護 ・森林の無秩序な開発の防止 ・森林の適正管理 ・多自然型川づくり ・維持流量の確保 ・ビオトープゾーンの形成 ・「蛍の里」の復元 ・親水公園の整備 ・ため池の整備 ・いぐねと鎮守の森の保全 ・「名取の巨木」の選定 ・公園の整備と街中でのスペースの確保 ・街路樹のあるシンボルロードの整備 ・緑地率の高い都市の誘導
動植物の保護	希少な動植物の種類：現況と同数またはそれ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物のモニタリング調査の実施 ・自然観察会の継続と充実 ・身近で自然とふれあえる場のマップづくり ・自然保護団体との情報交換 ・特徴のある森づくり ・市民によるふれあいの場づくり ・希少な動植物の保護 ・自然保護パトロールの充実 ・用排水路の生息環境の保全 ・環境保全型農業の促進 ・外来種の移入の防止
街の潤いの創造	花いっぱい運動：100%の地区で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動の展開 ・住宅地での緑化の促進 ・事業所での緑化の促進
水質汚濁の防止	増田川中流の BOD：2.0mg/L	<ul style="list-style-type: none"> ・水質モニタリングの強化 ・水生生物の観察 ・公共下水道、農業集落排水の整備等 ・汚れた水を流さない運動の展開
交通による公害の防止	国道 4 号の二酸化窒素濃度：0.032ppm 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の確保による影響の緩和 ・道路構造対策等の促進 ・渋滞の緩和活動の促進 ・航空機騒音対策の促進 ・新幹線騒音対策の促進

表 4.2.6-61 (2/2) 名取市環境基本計画における基本目標と施策

基本目標	目標値	施策
生活型の公害の防止	苦情件数：0件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での監視体制の強化 ・焼却に対する規制とマナーの徹底 ・生活騒音・夜間騒音の防止
散乱ごみの排除	散乱ごみが少ない と思う人の割合： 80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポイ捨て禁止条例（仮称）」の制定 ・散乱ごみ追放モデル地区の設定 ・水辺の一斉清掃活動の展開 ・不法投棄防止パトロールの強化 ・犬の飼い方勉強会の実施
ごみの減量	1人あたりの排出 量：710g/日	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化促進 ・購入段階でのごみ減量運動の展開 ・グリーン購入の促進 ・リサイクルの拠点づくり ・資源回収の促進 ・リサイクルの取組みの強化
地球温暖化の防止	家庭・事業所・行政 の二酸化炭素排出 量：毎年 1%ずつ削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境問題対策委員会（仮称）」の設置 ・環境モニター制度によるエネルギー使用量の把握と削減 ・エネルギー削減費を積み立てるグリーン予算制度の導入 ・自転車利用の促進 ・住宅への太陽光発電導入促進 ・公共施設へのソーラーシステムの率先導入 ・公共施設の省エネ化の推進
参加	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域づくり委員会（仮称）」による自主活動の促進 ・体験型の環境学習プログラムの開発 ・環境学習出前講座の充実 ・市民の知恵の募集と活用 ・こどもエコクラブの充実

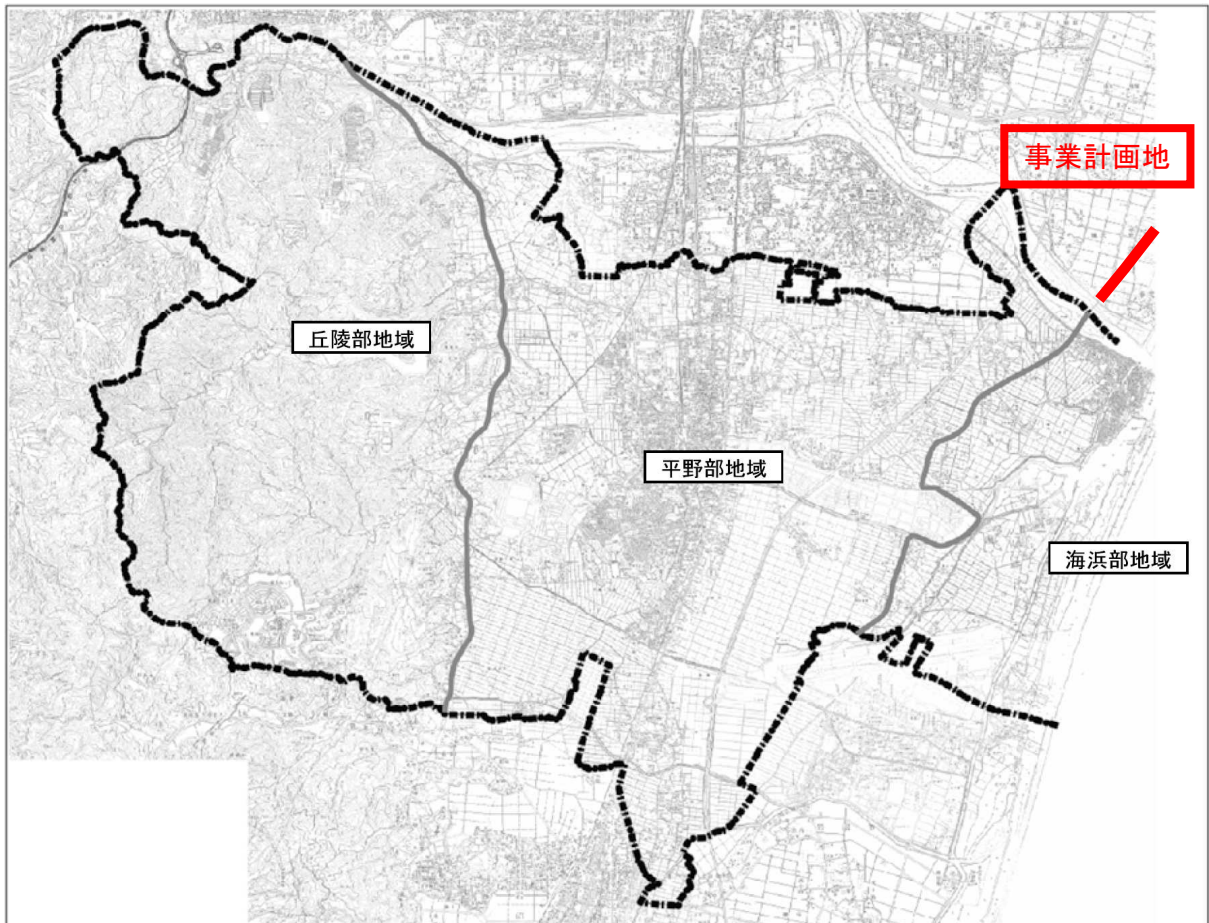
資料：名取市環境基本計画（平成15年3月 名取市）

(14) 名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

名取市第四次国土利用計画は、名取市が国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、名取市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、市土の総合的かつ計画的な利用を図るための指針とするもので、同法第 8 条第 2 項の規定により、宮城県国土利用計画を基本とし、名取市基本構想に即して平成 22 年 11 月に策定された。

市土利用の基本方針としては、市土の有効利用及び土地利用転換の適正化、市土利用の質的向上、市土利用をめぐる新たな動きへの対応が挙げられている。

この計画では、名取市を「丘陵部地域」「平野部地域」「海浜部地域」に 3 区分し、それぞれの地域における利用方針が示されている。



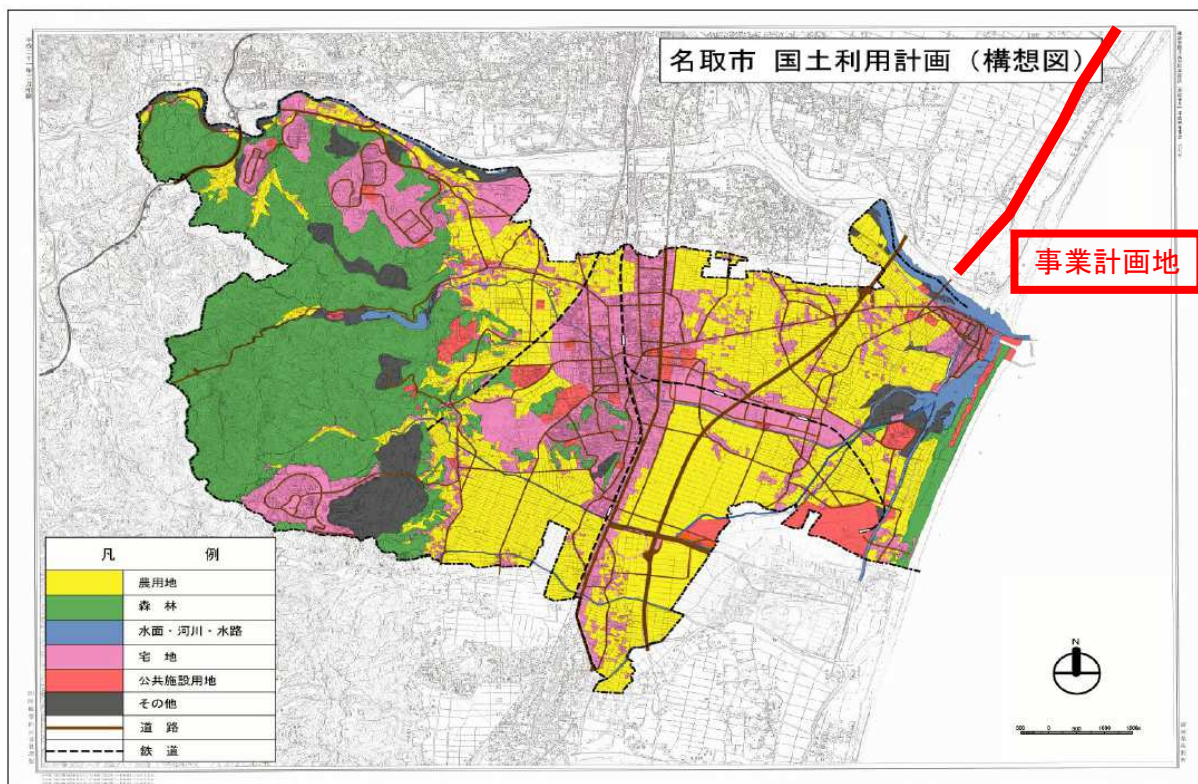
資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

図 4. 2. 6-26 名取市国土利用計画地域区分

表 4.2.6-62 地域別の土地利用の概要

地域	概要
丘陵部地域	<p>西部を中心に広がる丘陵部地域については、大半が森林であり、県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定され、水源かん養機能をはじめ、山地災害防止機能、保健文化機能、生活環境保全機能などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、自然環境に配慮した環境の活用と共生を推進するとともに、環境学習や観光・交流の場としての活用に努める。また、高館丘陵部における住宅団地においては、良好な住環境の維持・保全とともに、適切な市街地形成を促進する。愛島西部においては、今後も自然環境や治水、災害防止に十分配慮して、居住機能の充実、工業・流通業務機能の集積などを推進する。</p> <p>なお、高館熊野堂の国道 286 号沿線地区については、東北縦貫自動車道仙台南インターチェンジが至近であり、隣接の仙台市においても商業機能等が充実してきていることから、土地利用の需要動向と開発の高まりに応じ、適切な措置を講じていく。</p>
平野部地域	<p>東部の平地を中心に形成された農業区域については、農業生産機能の維持・強化に向け、農道、用排水施設の整備・保全などによる農業生産基盤の充実、整備された優良農地の保全及び有効利用に努めるとともに、都市と農村との交流空間としての活用に努める。農業等と共存する市街地以外の集落区域については、生活道路の整備や合併処理浄化槽の設置促進など生活環境・基盤整備を総合的に推進し、水と緑の豊かな自然と共生する快適でうおいのある集落環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努める。中央部の既成市街地については、中心市街地活性化等、市街地の再生整備を行うとともに、安全・安心・快適な居住空間としての都市機能の強化を図り、良好な居住環境の維持・確保に努める。また、既成市街地の隣接地区や仙台空港アクセス鉄道沿線などに形成された市街地についても、人々が集うにぎわいと活力あふれる市街地として成熟していくよう、開発計画に基づき都市整備を推進していく。飯野坂東部地区、増田西地区、高館熊野堂地区及び上余田地区においては、宅地や業務地などの需要動向や本市の地域特性による市街化圧力の高まりなどを見ながら、既成市街地に隣接して一部市街地の拡大を図る。なお、仙台東部道路名取インターチェンジ、空港インターチェンジ周辺地区については、周辺地域との土地利用の調整を図りながら、新たな産業系市街地の検討を進め、開発の高まりに応じ、適切な措置を講じていく。</p>
海浜部地域	<p>太平洋に面し、南北の海岸線に沿って貞山運河が流れ、仙台空港、閑上漁港を有する地域については、水産業の振興に向けた生産基盤の充実を図るとともに、都市との交流空間としての活用や新たな観光・交流資源の創出に努める。また、閑上海岸・広浦の豊かな自然環境や貞山運河の歴史環境の活用に向けた環境整備を図る。閑上地区の活性化を図るため、既成市街地に隣接して土地区画整理事業による一部市街地の拡大を図るとともに、漁港の背後地については、漁港及びレクリエーションなどの多種多様な利用に対応した整備を図る。仙台空港周辺地区は、緩衝緑地と一体となった公園の整備等、周辺環境と調和した土地利用を図る。</p>

資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）



資料：名取市第四次国土利用計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

図 4.2.6-27 名取市国土利用計画構想図

(15) 名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

名取市は、名取市第四次長期総合計画（平成 12 年度～平成 22 年度）に基づき、「仙台空港臨空都市整備事業」「安全・安心」「子育て支援」「職住近接型のまちづくり」などに力を入れて取り組んできたが、着実な成果を上げてきた施策がある一方、一部施策において積み残した課題もあった。市民ニーズの多様化や社会・経済情勢の大きな変化により経営的視点に立った新たな取り組みが求められている。

名取市第五次長期総合計画はこのような課題を踏まえ、新たな時代の要請や市民ニーズに的確に対応できる総合的・戦略的なまちづくりを推進していくための指針として平成 22 年 11 月に策定された。

名取市長期総合計画では「ふるさとへの愛着を育み、人々をひきつける魅力と元気あふれるまちへの成長」を基本理念、「元気創造これからも名取」を将来像として、以下の 6 つの施策を柱として構成されている。

表 4.2.6-63(1/2) 名取市長期総合計画主要施策

将来像	分野目標
健康でいきいきと暮らせる都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの促進 ・保健・医療体制の充実 ・地域福祉の推進 ・社会保障の適正な運用 ・子育て環境の充実 ・高齢者福祉の充実 ・障がい者福祉の充実
人を育て歴史文化が輝く都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育力の向上 ・教育環境の充実 ・家庭・地域の連携による教育力の強化 ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの振興 ・文化財の保護・伝承及び活用 ・文化芸術活動の促進
安全・安心・快適な都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の促進 ・循環型社会の形成 ・自然環境の保全・創造 ・良好な生活環境の保全 ・地域防災力の向上 ・消防・救急救助体制の強化 ・安全で災害に強い都市空間の整備 ・交通安全・防犯対策の推進 ・消費者行政の推進

資料：名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

表 4. 2. 6-63 (2/2) 名取市長期総合計画主要施策

将来像	分野目標
飛躍を支える都市基盤の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性を生かしたまちづくりの推進 ・ 交通体系の構築 ・ 快適な市街地の形成 ・ 上・下水道の整備 ・ 憩いの空間の整備
活力と交流に満ちた都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブランドの確立と多様な販路拡大の推進 ・ 持続的に発展する農業の振興 ・ 環境と共生する林業の振興 ・ 活力ある水産業の振興 ・ 地域を支える商工業の振興 ・ 戦略的な企業誘致と雇用の拡大 ・ 戦略的な観光の振興
安定的で活力ある都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民との協働によるまちづくりの推進 ・ 地域コミュニティ活動の活性化 ・ シティセールスの推進 ・ 交流の輪が広がる施策の推進 ・ 男女共同参画社会づくりの推進 ・ 安定的で堅実な地域経営の推進

資料：名取市第五次長期総合計画（平成 22 年 11 月 名取市政策企画課）

土地利用の方針については、(14)で掲げた名取市第四次国土利用計画が、総合計画における土地利用計画として位置づけられている。

(16) 名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

名取市震災復興計画は、東日本大震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建をはじめとして、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧と、半世紀にわたり築き上げてきた名取市の魅力の回復など、市民とともに計画的な復興に取り組んでいくための指針とすることを目的として、平成 23 年 10 月に策定された。本計画は、名取市第五次長期総合計画を踏まえた、復旧・復興に関する震災対策の特別計画として位置づけられている。

本計画においては、

- ・ 災害への対応力を高め、健やかで安心感ある暮らしを回復させる
 - ・ コミュニティの絆を強化し、市民力を結集したまちづくりを展開する
 - ・ 産業基盤・地域資源のスピード感ある復旧と事業展開で活力と雇用を創出する
 - ・ チャレンジ精神に富んだ連携で、地域の新しい魅力や元気を次代に継承・発展させる
 - ・ 次代の社会的要請に応え、多世代が安心して暮らす新たな生活舞台をつくる
- の 5 つが復興に向けた課題として挙げられている。

沿岸部の復興に向けたまちづくりの考え方として、5 つのテーマが提示されている。

表 4.2.6-64 沿岸部の復興に向けたまちづくりの考え方

施策の方向	概要
住む人に安心感があるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波を含む自然災害軽減を踏まえた土地利用を行う。 ・ 地震、津波、洪水、液状化、地盤沈下などの自然災害に対する被害の軽減を総合的に配慮した計画とする。
名取市全体で考えるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名取市の復興に向けた土地利用は、非浸水地域を含め、名取市の未来を築く計画とする。 ・ 市内の既存ストック（中心市街地、りんくうタウン、丘陵地の団地など）を活用する。 ・ 市内各地区や近隣市町村との連携を強化したネットワーク型の都市を形成する。
土地の記憶を継承するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長い時間かけて形成された自然の地形、地盤、景観を生かす。 ・ 閑上海岸、名取川河岸、あんどん松、広浦、貞山運河、防潮林、居久根（イグネ）などを継承する。 ・ 暮らす人、訪れる人に安心感を与え、生業に、観光レクリエーションに、再び海と共生するまちをつくる。 ・ 夏祭りや社寺など地域の文化やつながりを継承する。
地域・集落の持続性を大切にするまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、漁業、水産業などそれぞれの未来の夢を描き、その実現に挑戦する。 ・ 極端な人口減少、少子高齢化に伴い地域持続が困難にならない新たな魅力をつくる。
次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が満足する中心性をもつコンパクトな都市とする。 ・ 地球環境時代に向けた地域づくりを実践する。 ・ 沿岸部に立地した都市の住民として、海と共存するライフスタイルを求める。

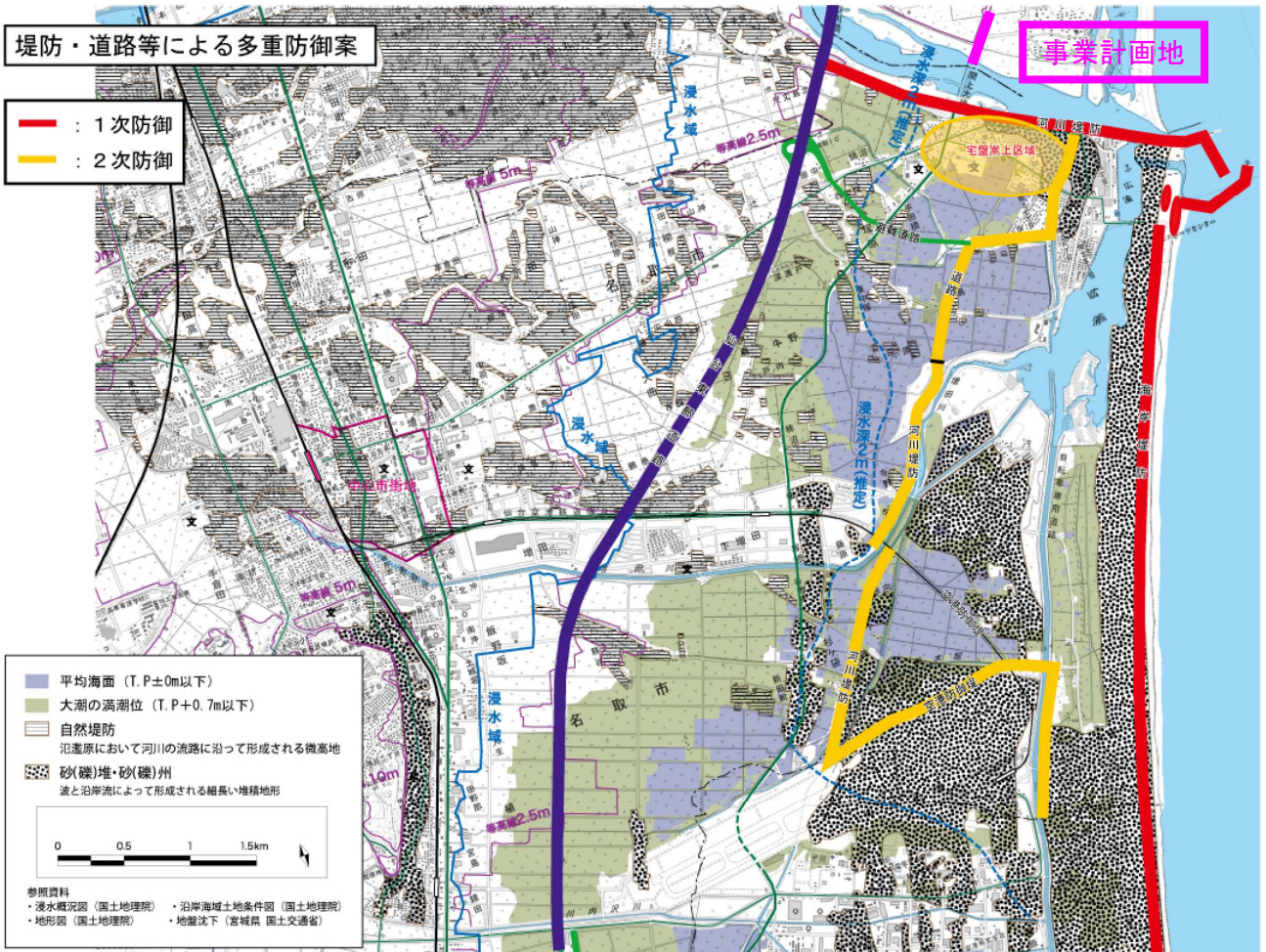
資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

津波対策の方針としては多重防御ラインの形成と避難路の確保を基本として以下の4点を津波対策の方針とした。

表 4.2.6-65 津波対策の基本方針

津波対策の方針	概要
堤防の強化や津波防災機能を備えた道路による多重防御	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防、河川堤防を強化する。 ・南北道路に津波堤防機能を付加する。（市道（盛土）、県道塩釜亘理線（盛土））
自然地形の活用や盛土による安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・河川流や海流などにより生み出された自然地形（自然堤防や砂州など）を生かした土地利用を展開する。 ・地盤沈下が発生しているため、沿岸域の市街地・集落の復興にあたっては盛土を検討する。 ・津波からの安全性を確保するため、盛土や津波回避機能を擁した高床式構造物を検討する。
高台避難場所と避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として、丘状公園や耐浪建築物、盛土構造の高台などを配置する。 ・避難場所への多様な避難道路（避難時の交通手段（徒歩／自動車）、複数ルート、沿道建物が倒壊しても通行可能な幅員構成、渋滞を引き起こさない道路容量の確保など）を整備する。
防災システムの強化と防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・停電を想定した自立的な避難路誘導のあり方を検討する。 ・夜間発災も想定した防災報知システムを配備する。 ・子どもへの防災教育、地域での避難訓練を徹底する。

資料：名取市震災復興計画（平成23年10月 名取市建設部震災復興室）



※ 2次防御ラインの位置については、国、県、隣接市等と調整のうえ今後検討

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

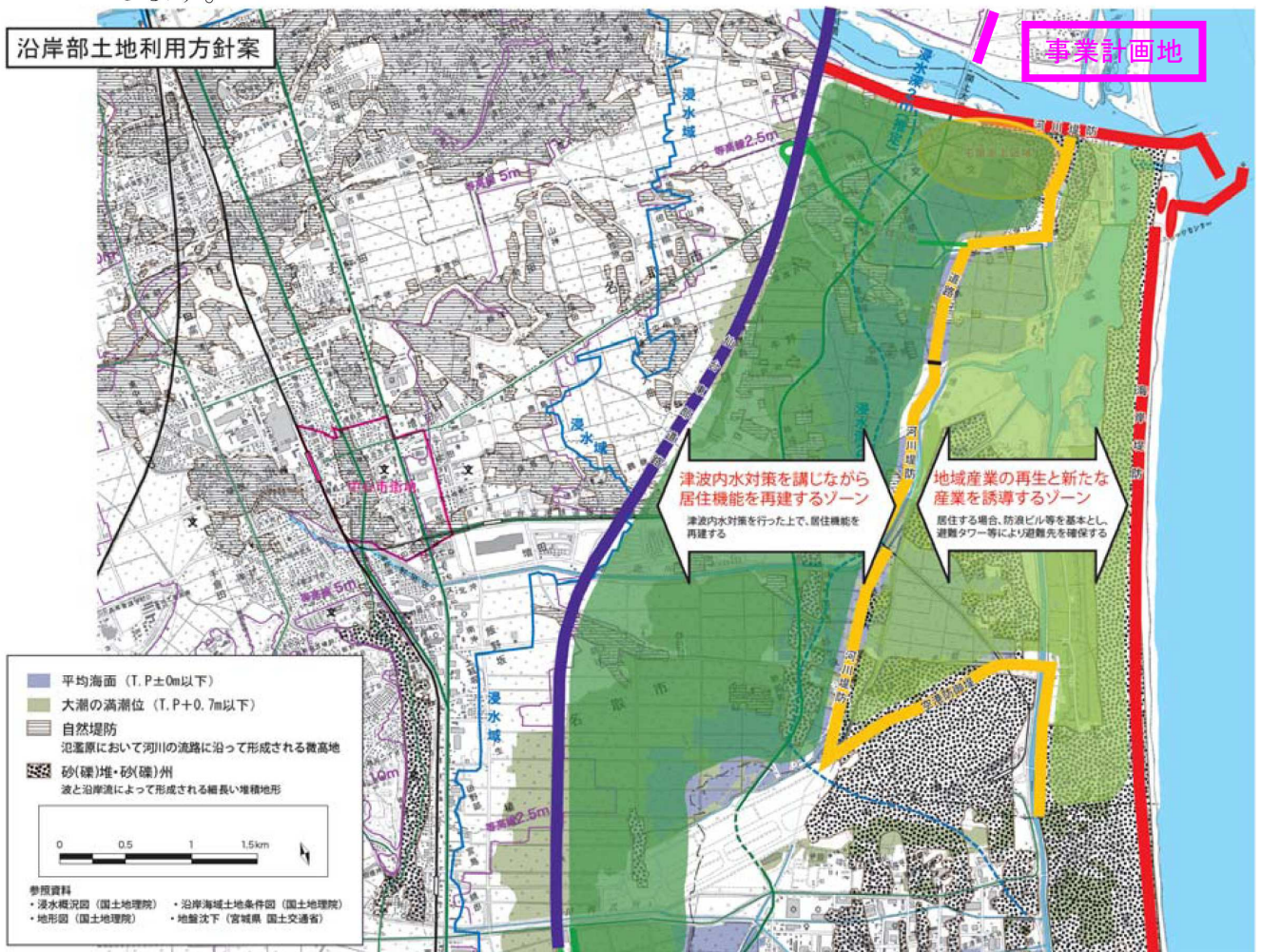
図 4.2.6-28 名取市における堤防・道路等による多重防御案

沿岸地域の土地利用については、海岸堤防や2次防御ラインの設置を踏まえ、大きく二つの地域にわけ、以下のように設定された。

表 4.2.6-66 沿岸部の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
<p>地域産業の再生と新たな産業を誘導するゾーン (1次防御ライン(海岸堤防等)から2次防御ラインの間)</p>	<p>海岸線から2次防御ラインの間のゾーンについては、今回のような津波の場合、津波の流速を抑え、浸水を浅く留めることが困難と想定されるため、基本的には居住を制限する。特に、閑上地区の市街地については、水産業、水産加工業等の地域産業を再生するとともに、新たな産業を誘導するゾーンとする。なお、居住する場合は耐浪建築物を整備することとし、津波避難施設(津波避難タワー、津波避難ビル等)により避難先を確保する。また、海岸沿いについては、白砂青松の景観を持続させるべく、市民生活や農業を守る防潮林の再生を目指す。</p>
<p>津波や内水対策を講じながら居住機能を再建するゾーン (2次防御ラインから仙台東部道路の間)</p>	<p>2次防御ラインから仙台東部道路の間のゾーンについては、避難対策及び防災システム等の津波対策や、内水対策を施すことにより、居住機能を再建するゾーンとする。</p>

資料：名取市震災復興計画(平成23年10月 名取市建設部震災復興室)



※ 2次防御ラインの位置については、国、県、隣接市等と調整のうえ今後検討

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4. 2. 6-29 名取市における沿岸部土地利用方針案